

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 19 日

各自治会長 様

丹波市消防本部 消防総務課長

令和 9 年度丹波市消防施設整備事業の要望書の提出について（通知）

梅雨の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は消防行政並びに地域の消防体制の充実と消防整備につきまして、格別
のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 9 年度の予算編成を行うにあたり、令和 9 年度（令和 9 年 4 月～
令和 10 年 3 月）に消防施設の整備を計画される自治会は、下記のとおり必要書
類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる消防施設整備事業

- (1) 防火水槽の改良・修繕
- (2) 防火水槽の安全柵等の新設、改良、修繕
- (3) 消火栓の新設、修繕、移転
- (4) 消防水利標識の新設、修繕
- (5) 消火栓ホース・格納箱等の購入（新設、更新）

※詳細については、（別紙 要望に係る留意事項）をお目通しください。

2. 提出書類

- (1) 令和 9 年度丹波市消防施設整備事業要望書
- (2) 参考見積書（1 者）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 施工図面（工事関係のみ）

3. 提出期限

令和 8 年 8 月 31 日（月）

提出期限後の案件につきましては、令和 10 年度以降の事業となりますので
ご了承ください。

そのため、「令和 9 年度丹波市消防施設整備事業要望書」の提出について
は、自治会内の消防施設の点検を行い、ご提出ください。

4. 提出先

丹波市消防本部消防総務課消防団係、各支所窓口

（裏面につづく）

5. 消火栓工事に係る注意点（要望に係る留意事項を参照）

- (1) 地上式消火栓の新設・修繕は、打倒式消火栓（副弁付）を補助対象とします。
- (2) 不断水工法（断水が生じない工法）で使用するエアバック（ABS）工法挿入機の市からの貸出はしていません。業者で手配するよう見積り時に確認をしてください。
- (3) 市の水道課との調整により、工事箇所、施工方法等について協議、指示する場合があります。

6. その他

- (1) 要望書を提出いただいた事業は、予算確保後の令和9年4月以降に改めて補助金交付申請の手続きをご案内いたします。補助金交付申請前に実施された事業は、補助金の対象となりません。
- (2) 補助率及び補助限度額は次のとおりです。

補助対象の種類	補助率	補助限度額
防火水槽の改良・修繕 防火水槽安全柵の新設・修繕 消火栓の新設・修繕・移設	市で工事費を査定し、認定した事業費の80%以内。（千円未満切捨て）	
水利標識	80%以内	12,000円
水利標識用支柱	80%以内	14,000円
消火栓用ホース	80%以内	18,000円
管鎗（筒先）	80%以内	8,000円
消火栓用ハンドル	80%以内	3,000円
ホース等格納箱（架台付き）	80%以内	18,000円
格納箱用コンクリート架台	80%以内	7,000円
地下式消火栓用スタンドパイプ （単口式）	80%以内	8,000円
地下式消火栓用スタンドパイプ （単口引上式）	80%以内	13,000円

- ・補助限度額及び補助率等は変更となる場合があります。

問合せ先：丹波市消防本部消防総務課消防団係
担当：前田、藤本
電話 72-2255（代表）